

MARINE SAFETY ADVISORY NO 24 – 20J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations
Subject: HANDLING THE VALIDITY OF SHIP CERTIFICATES DUE TO COVID-19
Date: 02 July 2020

本船舶安全通知書(MSA)は、本年3月24日発行の同タイトルMSA No. 14-20Jの更新版で先のMSA No. 14-20Jは廃版とします。新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的感染拡大で(世界的に)課せられた(人の移動)制限下に於ける、船舶証書の扱い、及び検査に係る問題について述べたものですが、(記述の)指針は(感染症の動向に合わせ)見直し、(内容の)更新を引き続き行い廃版となるまで、或いは発行後12ヶ月まで有効とします。尚、本船舶安全通知書(MSA)は客船には適用されません。

1.0 一般

- 1.1 (先の同タイトル)MSA No. 14-20J発行以来、COVID-19の世界的感染拡大は続いており、状況はそれぞれの地域、場所によって異なり、刻一刻と変化しています。よって法定検査遂行に支障をきたしている本船のすべての状況に対応する為、弊局では検査延長が必要な場合、原則(検査・証書要項期限延長、更新に係る指針)IMO Circular MSC-MEPC.5/Circ.1、及び IMO CIRCULAR Letter No. 4204/Add.19を適用する様、求めています。
- 1.2 (弊局)認定団体(RO)が状況をCOVID-19による「不可抗力(フォースマジュール)」と考える場合、弊局は検査可能期間(survey window)延長を考慮、本船はそのまま商業航行を続けることが出来ます。「不可抗力」は全ての船舶に適用されますが、商業航行を続ける為の有効期限延長は、何らかの理由で本船に条約適合水準以下(サブスタンダード)の状態がある場合、或いは本船が特殊船の場合は適用外となります。如何なる水準以下の状態も継続航行が許可される前に改善、是正をしなければなりません。
- 1.3 COVID-19による「不可抗力(フォースマジュール)」のケースとして、本船が検疫中、或いは旅行(人の移動)もしくは検疫制限による、必要な検査員、必要不可欠な監督、又は(メーカー)サービス技師の乗船及び、特殊機器、設備、或いは予備部品の持ち込みが許可されない場合が考えられます。
- 1.4 全てのケースに於いて、ROは検査、或いは証書期限延長を受けた本船の記録を保管し、弊局から要請があった場合、延長措置を受けた全船舶リストが準備できているように管理してください。
- 1.5 軽度な法定不備是正確認のための検査員立会による検証について、(担当の認定団体)ROが認める(改善の)証拠を示す代替方法(で確認出来れば)でこれ(立会検証)を省いても良い。

MSA No. 24-20J

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

1.6 以下の指針は現状に加え、世界的感染拡大期、及び収束期に於ける(条約要求)適合、並びに既に承認されている延長期間の期限を迎える場合について、現実に則した対処法概要を示します。

2.0 本書が(指針として)適用される証書類

2.1 本書は以下の国際条約法定証書の有効性維持の為の指針について解説します:

- 国際海上人命安全条約 (SOLAS)
- 国際海洋汚染防止条約 (MARPOL)
- 国際満載喫水線条約 (Load Line)
- 国際バラスト水管理条約 (BWMC)

2.2 「国際安全管理コード(ISM)」、「船舶と港湾施設の保安のための国際コード(ISPS)」及び「海上労働条約(MLC) 2006」適合証書については、弊局「COVID-19特設サイト <https://www.register-iri.com/covid-19/> をご参照下さい。

3.0 (定期) 検査間隔及び証書有効期限の延長が3ヶ月未満

本船が受検時に港にいない場合、IMO Circular MSC-MEPC.5/Circ.1を適用。本船の航海計画上、訪船可能な最初の機会に(未完)検査完了又は期間延長の為の検査を検査員(船上)立ち会いで行って下さい。船上立会検査が不可能又は不適切な場合、弊局はROを通じて(利用可能な)ビデオ中継による遠隔検査など(船上立会検査に代わる)代替方法の適用を認めます。

4.0 (定期) 検査間隔及び証書有効期限の延長が3ヶ月以上

(必要な)検査が最初の3ヶ月延長期間内で完了しない場合、3ヶ月を超える法定証書延長について考慮した原則概要を示すIMO Circular Letter No. 4204/Add.19附属書の6ステップに従って下さい。

4.1 検査の3ヶ月を超える延長は船級協会又は法定当局の失効条件が問題なく検討され延長される場合のみ可能。この様な延長許可は船上に条約適合水準以下の状態(substantial condition)があれば不可。

4.2 IMO Assembly Regulation A.1140(31)の検査・証書発行調和システム(HSSC)の下、その検査指針の意図が(このシステムに)準拠している事を示すものがあれば、その代替適合方法を考えても良い。検査は出来得る限り(立会検査に近い)現実的な形で行い、最初の3ヶ月延長期間内で行われた延長のための検査も有効と見做す。

MSA No. 24-20J

注) 本和訳はご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

4.3 「明らかに酌量すべき状況(Extreme extenuating circumstances)」による入渠(検査)延長は、入渠先確保の為に最大限の努力を払った記録(エビデンス)があれば、中間検査、(定期)更新検査の3ヶ月延長を考慮する。運航者は船級協会(RO)に(検査)延長を伝え、本船入渠前に(関連検査を)最大限の範囲で行えるよう本船側の準備をしなければならない。準備する(検査)範囲について検査開始前に船級協会(RO)と(本船側の)同意が必要。全ての船級及び法定検査は出来得る限り(入渠前の)海上で進め、入渠時に検査する項目を最小限にしなければならない。船齢、船種、及び安全のための検査は、その範囲を強化検査プログラム(ESP)として扱う。軽微な欠陥については、入渠検査までの期限付きで「船級条件(Condition of Class)」又は、「法定(適合)条件(Statutory Condition)」のいずれか適切な方に記録。主要欠陥は修復が必要。船級及び短期法定証書(Short-term certificate)は残された試験及び検査の保留事項を記載し発行。

IMO Circular MSC-MEPC.5/Circ.1、「関連法定証書の(有効期限)延長の期間は(弊局)認定船級協会の構造、機関及び、電気要求準拠書類に対して発行する証書の有効期限を超えてはならない」に従って、同意が必要な(検査の)延長について、本船の(所属)船級は船級証書の有効性についても積極的に検討しなければならない。

5.0 バラスト水処理装置の搭載・試運転に支障をきたしている船舶

以下はD-2規則適用日を過ぎて(処理装置の)搭載、試運転に支障をきたしているケースの説明。該当船はD-1規則適合「バラスト水交換」実施の為に承認図、図書を携行。バラスト水記録簿に、処理装置は稼働状態ではなく、(それらが)短期証書に反映されている旨を記載。以下にいくつかのケースを記します；その他のケースも同様の対処法となります。

5.1 入渠できない場合

5.1.1 IOPP更新検査を行い、その証書の発行については遅らせる事を検討。証書更新延期を検討し、国際バラスト水管理条約証書(IBWMC)に現行D-1規則適合の管理方法記載を残す。

5.2 入渠は可能だが検疫制限のため処理装置(BWMS)が(本船入渠地に届かず)別の場所にある場合

5.2.1 入渠したまま、処理装置納品に備え本船の搭載準備をし、出入渠をすることなく装置搭載が完了出来る入渠スケジュールを考慮。ROはD-1規則適合のバラスト水管理法を記した3ヶ月有効の短期国際バラスト水管理条約証書(Short-term IBWMC)を以下の注釈を付け発行；

「(和訳) COVID-19禍の為に、バラスト水処理装置搭載は不可。バラスト水排水に先立って、関係沿岸国にIMO Circular BWM.2/Circ.62 (<https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/BWM.2-Circ.62.pdf>) 指針に沿って用意された不測事態対処法について話し合うために連絡を取る事。本船

MSA No. 24-20J

注) 本和訳をご参照頂き易い様に用意されたものでマーシャルアイランド海事局発行の公式文書ではありません。本和訳とマーシャルアイランド海事局発行の公式英語版内容に齟齬が生じた場合は常に英語版を正とします。

はD-1規則適合の承認されたバラスト水交換方式を持ち、弊旗国はD-1規則適合のバラスト水交換をバラスト水処理装置の代わりに行うことに異存なし。しかしながら、該当沿岸国より、この代替え方法の使用に対する同意を得る必要あり。」

5.2.2 (上記)代案として、入渠を遅らせる(上記 § 5.1 参照)。

5.3 処理装置搭載は可能だが、旅行・検疫制限の為(メーカーサービス技師等の乗船が出来ず最終確認・調整が出来ない)試運転試験が出来ない場合

5.3.1 入渠とバラスト水処理装置の搭載を完了し、すべての証書を更新。ROはD-2規則適合のバラスト水管理法のみを記載した3ヶ月有効の短期国際バラスト水管理条約証書(Short-term IBWMC)を以下の注釈を付け発行;

「(和訳) 搭載のバラスト水処理装置は使用不可。バラスト水排水に先立って、関係沿岸国にIMO Circular BWM.2/Circ.62 (<https://www.register-iri.com/wp-content/uploads/BWM.2-Circ.62.pdf>) 指針に沿って用意された不測事態対処法について話し合うために連絡を取る事。本船はD-1規則適合の承認されたバラスト水交換方式を持ち、弊旗国はD-1規則適合のバラスト水交換をバラスト水処理装置の代わりに行うことに異存なし。しかしながら、該当沿岸国より、この代替え方法の使用に対する同意を得る必要あり。」

6.0 連絡先

本書に関する全てのご質問は弊局 technical@register-iri.com までお寄せください。